

渋川市空き家バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家バンクの実施について必要な事項を定めることにより、市内の空き家を有効活用し、定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から提供を受けた当該空き家に関する情報を空き家バンク登録台帳に登録することで、広く一般に公開する制度をいう。

(2) 空き家 個人が市内に所有し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的として建築した建物及びその敷地を除く。

(3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(渋川市空き家バンク及び空地の活用に関する協力店)

第3条 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会渋川支部及び公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部（以下「協会」という。）の会員のうち市が実施する空き家バンク制度に賛同した宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項に該当する場合は、渋川市空き家バンク及び空地の活用に関する協力店（以下「協力店」という。）に登録することができる。

(1) 協会に加盟し、渋川市、吉岡町又は榛東村の区域内に事務所を置く者であること。

(2) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定による協力店に登録を行う者は、渋川市空き家バンク及び空地の活用に関する協力店登録申込書（様式第1号）を市長に提出することとす

る。

3 市長は、前項の規定による申込書の提出があった時はその内容を審査するとともに協会に報告を行い、協力店の登録を行うこととする。

4 協力店は、第2項及び前項の登録内容に変更が生じたときは、渋川市空き家バンク及び空地の活用に関する協力店登録内容変更届出書（様式第2号）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

5 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当する場合は、協力店登録を取り消すこととする。

(1) 渋川市空き家バンク及び空地の活用に関する協力店取消届出書（様式第3号）が提出されたとき。

(2) 協力店が偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(3) 協力店が協力店登録の要件のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。

(4) 協力店が不動産関係法令等に違反したことが判明したとき。

（空き家の登録申請等）

第4条 空き家バンクに登録できる空き家は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

(2) 法律上、再建築が不可能な土地及びその土地に建つ建物。ただし、賃貸での登録を希望する場合、この限りでない。

(3) その他市長が不相当と認めるもの

2 所有者等は、空き家を空き家バンクに登録するときは、空き家バンク登録（更新）申請書（様式第4号）及び空き家バンク登録カード（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 所有者等であることが確認できる書類

(2) 本人確認が出来る書類の写し（官公署の発行した免許証又は身分証であるもの）

(3) 建築物及びその敷地の所有者等が同一でない場合又は建築物若しくは敷地の所有者等が複数である場合にあっては、申請者以外の所有者等に

よる委任承諾書（様式第6号）

（4） その他市長が必要と認める書類

- 3 前項の規定による申請を行う者（以下「申請者」という。）は、協力店のうちから、空き家の売買等に係る媒介を依頼する者を指定するものとする。ただし、申請者が当該指定をしなかった場合は、市長が協会に宅地建物取引業者の選定を依頼し、当該選定の報告を得て市長が指定するものとする。
- 4 選定された宅地建物取引業者と媒介契約等に至らなかった場合、申請者は、市長に報告を行い、別の協力店と交渉し、媒介契約等を結ぶことができるものとする。
- 5 市長は、前項の規定により媒介を行う宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）を決定したときは、空き家バンクの媒介に係る指定業者決定通知書（様式第7号）を申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに申請者の承諾を得て現地調査を行い、登録の可否を決定し、空き家バンク登録（不登録）決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。
- 7 市長は、必要があると認めるときは、前項の現地調査を協力店に依頼して行うことができるものとする。
- 8 市長は、第6項の規定により登録の決定をしたときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。
- 9 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から起算して2年間とする。
（空き家の登録の更新）

第5条 前条第5項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）で、登録の有効期間の満了後引き続き登録を希望する場合は、当該登録の有効期間満了日の1月前までに、市長に前条第2項の規定による申請を行い、登録の更新を受けなければならない。

（空き家の登録事項の変更）

第6条 登録者は、第4条第2項の規定により提出した空き家バンク登録カードの記載事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録事項変更届出書（様式第9号）に変更内容を記載した空き家バンク登録カード（様式第

5号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(空き家の登録の取消し)

第7条 登録者は、空き家バンク登録台帳から登録の取消しを求めるときは、空き家バンク登録取消届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳から当該空き家に係る登録を取り消すものとする。

(1) 前項の規定による届出書の提出があったとき。

(2) 当該空き家に係る売買等の契約締結の報告を受けたとき。

(3) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(4) 登録者が偽りその他の不正な手段により空き家バンク登録台帳への登録を受けたことが判明したとき。

(5) その他市長が空き家バンク登録台帳に登録されていることが適当でないと認めるとき。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、空き家バンク登録取消通知書(様式第11号)により、当該登録者等に通知するものとする。

(空き家の情報の公開)

第8条 市長は、空き家バンク登録台帳に登録された情報等(所有者等の個人情報を除く物件情報に限る。)をインターネット等を通じて広く提供するものとする。

(空き家の利用の申込み等)

第9条 空き家バンクを利用し、空き家の購入又は賃借を希望する者又は、空き家バンクによる情報の提供を受けようとする者(以下「利用登録者」という。)は、空き家バンク利用登録者申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、空き家バンク利用登録者台帳に登録するとともに、空き家バンク利用登録者決定通知書(様式第13号)により、利用登録者に通知するものとする。

(登録者と利用登録者の交渉等)

第10条 登録者及び利用登録者は、媒介業者を通じて交渉を行うものとする。

2 市長は、登録者及び利用登録者が行う交渉及び契約については、直接これに関与しない。

3 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

(情報提供等)

第11条 市長は、必要に応じて、利用登録者に対して空き家バンク登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

(適用上の注意)

第12条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。